

# 大分県報

令和二年  
号外（五三）  
四月二十八日

（火曜日）

## 目次

### 規則

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部改正……………一  
大分県立農業大学校授業料等徴収規則の一部改正……………三

### 〇規則

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第四十七号

#### 大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則（平成九年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（授業料等の還付）

**第五条** 既納の授業料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める授業料等を還付することができる。

一 学生が授業料又は入学料を納付した後、第十一条第一項の認定を受けたとき 授業料及び入学料

二 入学を許可された者が授業料納付後、入学を辞退したとき 授業料

三 学生が授業料納付後、特別の事情により学年の途中で卒業し、又は学年の中途において休学を許可されたとき 授業料

第十一条を次のように改める。

（授業料及び入学料の減免等）

**第十一条** 条例第六条第一項の規定により授業料又は入学料の減免を受けることができる者は、知事が別に定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者として認定を受けた者とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 学業成績が、特に優れていると認められること。

ロ 学生及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について極めて修学に困難があると認められること。

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより、緊急に授業料又は入学料の減免を受ける必要が生じた者と認められること。

2 知事は、授業料の減免を受けようとする者に対しては、前項の認定を受けるまでの間、当該授業料の徴収を猶予することができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、授業料等減免等対象者認定申請書（第三号様式）に家庭状況調査書（第四号様式）を添えて、校長を経由して知事に提出しなければならない。

4 校長は、前項の規定により同項の申請書を知事に進達するときは、必要な調査を行い、当該申請書に意見書（第五号様式）を添付しなければならない。

5 授業料の減免及び徴収猶予の期間は、当該各期の末日を超えないものとする。ただし、第一項第二号に規定する授業料の減免の期間は、知事が別に定める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（委任）

**第十二条** この規則に定めるもののほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

令和二年四月二十八日

大分県報号外（規則）

第3号様式（第11条関係）

授業料等減免等対象者認定申請書

大分県知事 殿 年 月 日

大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則第11条第3項の規定により、次のとおり  
 授業料（前期・後期）を減免してくださるよう、関係書類を添えて申請します。  
 入 学 料

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることととも、減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

※以下の全ての項目を申請者本人が記入してください。  
 （\*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

フリガナ		入学年月	年 月 日	年 月 入学
氏 名				
生年月日	年 月 日	日生（ 歳）		
現住所	〒 ー ー ー ー	都道府県 市 区 町 村		
学年等		科		年
過去に公共職業能力開発施設において入学料の減免を受けたことがありますか。			ある	・ ない
本校において授業料の減免を受けている期間（*）			年 月 年 月	年 月

第4号様式（第11条関係）

家庭状況調査書

1 申請者（本人）について		国籍等	日本国	日本国以外
申請者（本人）	施設等在籍状況	あなたは社会的養護を必要とする、又は高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。 はい ・ いいえ （上記「はい」と答えた人のみ回答） 児童養護施設に入学 ・ 児童自立支援施設に入学 ・ 児童心理治療施設に入学 自立援助ホームに入学 ・ 里親に養育 ・ フォーマルホームで養育		

2 生計維持者について  
 同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無にかかわらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。  
 （生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいらない場合は、代わって生計を維持している者となります。（最大2名）。）

生計維持者 1	フリガナ	氏 名	印	申請者との続柄
		（□ 申請者と同じ場合は左に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。）		
	現住所	〒 ー ー ー ー		
	生年月日	年 月 日	日生（ 歳）	
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・ いいえ
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・ いいえ
生計維持者 2	フリガナ	氏 名	印	申請者との続柄
		（□ 申請者と同じ場合は左に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。）		
	現住所	〒 ー ー ー ー		
	生年月日	年 月 日	日生（ 歳）	
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・ いいえ
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・ いいえ

3 資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は、500万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。

はい ・ いいえ

※「いいえ」を選じた場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額（1万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた）	生計維持者1	生計維持者2
---	----------	--------	--------

- 注1 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。
- 2 申請者や生計維持者のいづれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。
- 3 社会的養護を必要とする、又はしていただく方は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の住居又は退所証明書を添付してください。
- 4 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- 5 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の廃止のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないよう処理します。

附則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の大分県立工科短期大学校授業料等徴収規則の規定は、この規則の施行の日前に既に納付された令和二年度分に係る授業料等についても適用する。

大分県立農業大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十八号

大分県立農業大学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県立農業大学校授業料等徴収規則（平成二十年大分県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（授業料等の還付）

**第五条** 既納の授業料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める授業料等を還付するものとする。

- 一 学生が、授業料又は入学料を納付した後、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による認定を受けたとき 授業料及び入学料
- 二 入学を許可された者が、授業料を納付後、入学を辞退したとき 授業料
- 三 学生が、授業料を納付後、学年の中途において休学を許可されたとき 授業料

第九条第二項中「第一号様式」を「別記様式」に改め、第十条を次のように改める。

（授業料及び入学料の減免及び徴収猶予）

**第十条** 条例第六条第一項の規定により授業料及び入学料の減免を受けることができる者は、支援法第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けた者とする。

2 前項の授業料及び入学料の減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条の定めるところによる。

3 第四条の規定にかかわらず、認定を受けようとする者については、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十一条第五項の規定による通知を受けるまでの間、授業料及び入学料の徴収を猶予するものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

（委任）

**第十一条** この規則に定めるもののほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を別記様式とする。

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大分県立農業大学校授業料等徴収規則の規定は、この規則の施行の日前に既に納付された令和二年度分に係る授業料等についても適用する。